

基本方針変更案を公表

パブコメ経て今月末まとめる

環境省は10月21日、廃棄物処理法に基づく「廃棄物の減量その他その適正な処理に関する施策の総合的かつ計画的な推進等を図るための基本的な方針」の変更案をまとめ、意見公募を開始した。

今年1月25日中央環境審議会が行った意見具申「廃棄物処理制度の見直しの方向性」をはじめ、廃棄物・リサイクル政策に關わる閣議決定された文書の内容なども反映した形でまとめられている。募集期間は11月19日まで。同省廃棄物・リサイクル対策部企画課によると、國民から寄せられた意見を踏まえ、適宜修正などを実行しており、11月末までにまとめる予定。

追加されたのは産業廃棄物の不適正処理に関する部分で、都道府県のよきいのうその厳正な対応が求められた。

都道府県は産業廃棄物の不適正処理により生活環境保全上の支障が生じることを未然

に防止するため、行政命令を適正かつ迅速に行うと同時に、行政命令違反、不法投棄、焼却違反禁止行為などに対し、都道府県警察との連携を強化し、厳正に対処しなければならないとした。

特に事業者の責任によると認められる産業廃棄物の不適正処理事例に対し、事業者に対する措置命令を厳格に行う必要があるとした。

不適正処理の早期発見や未然防止を図るために新たな技術の活用や監視活動の充実、関係機関や住民と連携した監視体制の構築を推進するとしている。その際、ITや衛星技術などを活用した不法投棄などの監視に関する新たな技術開発促進などに取り組む。

未然防止だけでなく、事後の対応も重要な課題の一つとされた。すでに不適正な処理を行った悪質な事業者に対する法的拘束力を伴わない行政指導を行うが、それを繰り返した結果、こうした事業者

の営業を継続させ、生息環境保全上の支障を増大させ、廃棄物行政への不信を賣う原因となるべきである。このため、地方公共団体は不適正処理などの違反行為を把握した場合、行政処分を迅速かつ厳正に行うべきである。

あると明記した。
優良な処理業者の育成では、事業者は自らの判断により優良で信頼できる処理業者を選定する必要があり、この処理業者の選定を通じた市場競争の中で優良な処理業者の育成が図られるのが基本。このため、国はその

制度を実施していく上で必要となる処理能力や実績に関する基準を設定。同時に、適正処理推進センターを活用、基準に適合する処理業者の情報をインターネットで提供するなど優良な処理業者の育成を図ることとした。